

## 長期優良住宅建築等計画の認定申請をされる方へ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をする際は、下記書類（正・副各1部）が必要となります。

### 事前に登録住宅性能評価機関にて 長期使用構造等の確認\*を行った場合

- ① 認定申請書（第一号様式、第一号の二様式又は第一号の三様式）
- ② 委任状（長期優良住宅認定申請の手続きを委任する場合のみ。申請書類を訂正する場合、代理者の押印等が必要となります。）
- ③ 居住環境基準に適合する旨の図書（該当する場合のみ。）
- ④ 自然災害基準に適合する旨の図書（該当する場合のみ。）
- ⑤ **確認書又は住宅性能評価書の写し**
- ⑥ **確認書又は住宅性能評価書の申請日を示す資料（⑤に記載の無い場合のみ。）**
- ⑦ 維持保全計画書
- ⑧ 付近見取図
- ⑨ 配置図
- ⑩ 各階平面図
- ⑪ 用途別床面積表
- ⑫ 床面積求積図
- ⑬ 二面以上の立面図
- ⑭ 断面図又は矩計図
- ⑮ 状況調査報告書  
（既存住宅を増築・改築する場合又は建築行為なし認定の場合。）
- ⑯ 検査済書の写し等  
（既存住宅を増築・改築する場合又は建築行為なし認定の場合。）
- ⑰ 工事履歴書（建築行為なし認定の場合。）

（注意）

- 添付書類には、長期使用構造等の確認\*を行った登録住宅性能評価機関が審査を終了した旨の印があるものとします。
- **適合証の添付による認定申請の受付は、令和4年2月18日で終了しています。**

※品確法第6条の2第5項の規定による確認

＜問い合わせ先＞  
奈良県県土マネジメント部 地域デザイン推進局  
住まいまちづくり課 住まい企画係  
TEL:0742-27-7540